

介護保険を知ろう！

【問合先】本庁高齢・介護福祉課介護指導グループ(内線2621・2622)

○介護保険制度とは？

40歳以上の皆さんが、加入者(被保険者)となつて保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるもので、誰もが安心してサービスが受けられるように、社会全体で支えていこうという仕組みが介護保険制度です。

対象となる方

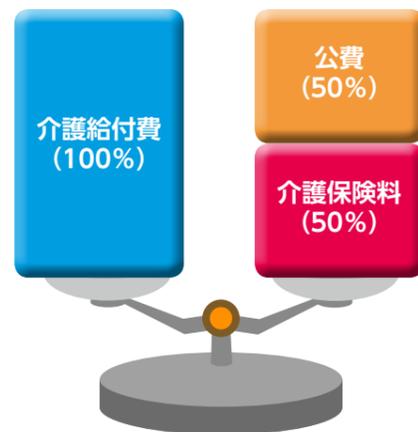
- ▼第1号被保険者 65歳以上の方
- ▼第2号被保険者 40歳以上65歳未満の方



▲介護保険被保険者証は、65歳に到達する月(※)に交付されます。
 ※40歳以上65歳未満の方は、要介護認定を受けた場合など。
 さらに、要支援、要介護と認定された方などに対して、介護保険負担割合証が、毎年7月中に交付されます。所得に応じて、「1割」、「2割」、「3割」の負担割合が記載されています。

○介護給付費と介護保険料

要介護、要支援などの認定を受けた方が利用する介護保険サービスの費用を介護給付費といいます。
 この介護給付費の見込みと本市65歳以上の人口などから介護保険料は決まります。また、介護保険料は3年ごとに見直されます。



○介護サービスとは？

介護サービスには、下記のようなさまざまなサービスがあります。
 このような介護サービスを利用するには、まず初めに市に申請をして、要介護や要支援などの認定を受ける必要

在宅サービス

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・訪問看護
- ・短期入所サービス など

施設サービス

- ・介護老人福祉施設などの利用

地域密着型サービス

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) など

生活する環境を整えるサービス

- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具購入
- ・住宅改修

があります。
 認定申請の方法や利用したいサービスの内容など、詳しくはご相談ください。

○介護サービスの利用者負担

介護サービスを利用した場合、被保険者の所得などに応じて、費用の一部を自己負担額として利用した事業所へ支払う必要があります。

○高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます。



介護保険と医療保険のそれぞれの月の限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の利用者負担額を合算して所得区分に応じた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

薩摩川内市立地適正化計画

次世代につながる、スマートで持続可能なまちづくり

立地適正化計画とは

近年、全国的に人口減少や高齢化が進行する中、誰もが安心して健康で快適に暮らせる生活環境を整え、適切な行政サービスを提供できる「持続可能なまちづくり」が課題となっています。
 そこで、都市計画や地理的視点を踏まえ、住宅などの居住機能や医療・福祉・商業・公共交通機関などの都市機能を適切に誘導するための計画である立地適正化計画の策定を進めています。

人口減少・少子高齢化

本市では、2020年と比較して2040年には、人口が約2割減少し、65歳以上の割合(高齢化率)は約4割になる推計がされています。表1(参照)人口減少・少子高齢化が進行すると、生活利便性の確保や公共サービスの維持が困難になり、次のようなことが発生する恐れがあります。

▼利用者減少による公共交通機関の減便や廃止、病院の閉院、店舗などの

閉店
 ▼税収減による財源不足から老朽化が進む道路などの公共施設の維持管理の継続困難
 ▼空き家や空き地の増加による治安や景観の悪化 など

(表1)本市の人口・高齢化率の推移

	2010年	2020年	2030年	2040年
総人口(人)	99,589	92,135	83,438	74,479
高齢化率(%)	27.12	32.52	35.98	37.94

*国勢調査および国立社会保障・人口問題研究所推計

持続可能なまちづくりに向けて

持続可能なまちづくりを進めるための一つの方法として、立地適正化計画

今後の予定

今後は、住民説明会やパブリックコメントを実施し、将来にわたる住みよいまちづくりのために皆さんの意見を聴きながら、計画を策定していきます。



▲市ホームページ



(図1) 立地適正化計画で目指すまちづくりのイメージ

